



# 茨城県報

第 33 号

令和元年 (2019年) 8月29日

木 曜 日

## 目 次

規 則	ページ
(公 安 委 員 会)	
●茨城県公安委員会審査請求手続規則等の一部を改正する規則……………	2
告 示	
●知事指定薬物の指定 (薬務課) ……………	3
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定及び廃止 (福祉指導課) ……………	3
●茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課) ……………	4
●区画漁業の免許 (漁政課) ……………	5
●遊漁規則の変更の認可 (漁政課) ……………	5
●道路の区域の変更 (2件) (道路維持課) ……………	10
●道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	11
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課) ……………	11
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) ……………	12
(公 安 委 員 会)	
●少年指導委員の委嘱……………	12
(警 察 本 部)	
●茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程……………	13
(選 挙 管 理 委 員 会)	
●施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定……………	13
公 告	
●令和元年度砂利採取業務主任者試験 (産業政策課) ……………	14
●落札者等の公示 (2件) (会計管理課) ……………	17
●入札公告 (科学技術振興課) ……………	18
(警 察 本 部)	
●落札者等の公示……………	22
●入札公告……………	23
正 誤	
●平成31年 3月29日付け茨城県報号外第11号中……………	28

別表1中「1.27%」を「1.28%」に、「0.87%」を「0.88%」に改める。

別表2中「0.08%」を「0.07%」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、令和元年8月20日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。



**茨城県告示第517号**

霞ヶ浦北浦海区における区画漁業を漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、令和元年8月20日付けで次のとおり免許した。

令和元年8月29日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 免許番号、漁業権者の住所及び氏名

免許番号	漁 業 権 者	
	住 所	氏 名
霞北区第11号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合
霞北区第12号		
霞北区第13号		
霞北区第15号		
霞北区第16号		
霞北区第17号		
霞北区第22号		
霞北区第25号		
霞北区第26号		
霞北区第41号		
霞北区第43号		
霞北区第30号	行方市麻生163番地の1	麻生漁業協同組合
霞北区第52号	行方市白浜1570番地	きたうら広域漁業協同組合
霞北区第63号		

- 2 免許の存続期間

令和元年9月1日から令和6年8月31日まで

- 3 免許の内容等

平成31年4月22日付け茨城県告示第473号公示内容のとおり。



**茨城県告示第518号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき申請があった次の遊漁規則の変更については、令和元年8月20日付けで認可したので、同法第129条第7項の規定により公示する。